

D-8 創作証(英文名称 D-8Creative Mark)規約

D-8 創作証とは、日本デザイン団体協議会(D-8)が定めた「デザイン創作物」であることを示すマークです。

D-8 創作証の目的

デザイン創作物の模倣、無断使用は後を絶ちません。作業環境のデジタル化の進展とともに、創作物の権利侵害の形態は、より複雑さを増しています。こうした実情から、D-8創作証は、デザイン創作物の模倣、改ざん、無断複製その他の無断使用、目的外使用などの防止とさらなる注意喚起を目的として作られました。

D-8創作証は、D-8デザイン保護研究会を構成する8団体が共同し、著作権法によって明白に保護されるポスターなどのデザインや美術工芸品はもとより、意匠法などによる登録手続きが完了していない、または登録を行う予定のない量産品のデザインについても、デザイナーが関わるすべての創作物には「創作した権利」が当然に発生していることをマークによってあらわし、業界並びに社会に向けて関心を喚起し、その周知と定着を図ることを目指しています。

D-8 創作証規定

1. 創作者

創作者とは、当該デザイン成果物を創作した個人又は法人を指します。

2. 機能

2-1 創作物、および創作物の構成や内容について図示・文書化したもの、商品化プロセス、知的財産化プロセスにあるデザイン創作物などを、模倣、改ざん、複製、無断使用、目的外使用することの禁止。ただし、意匠登録などによって法的保護処置が既に取られたものは、創作証の対象から除きます。

2-2 創作物の価値、独創性、芸術性などを証明するものではありません。

2-3 すべての創作物および創作物の構成や内容について図示・文書化したものには、知的財産権が発生しており、悪質な無断複製、無断使用、目的外使用は、著作権法、不正競争防止法などの刑罰規定によって罰せられます。

3. 使用

3-1 申請者はD-8会員に限ります。

3-2 D-8創作証の趣旨、規約に賛同し、下記の書式で使用登録を済ませた申請者(個人、又は法人)は自己の責任のもとに、D-8創作証を自由に使用することが出来ます。

3-3 申請は年度毎に1回とし、有効期限は1年(四月～翌年三月)とします。

3-4 申請者は、D-8創作証の実施状況の確認のためのアンケート(随時)に協力する義務を負います。

3-5 D-8 創作証の著作権は創作者および D-8 デザイン保護研究会に属します。商標登録を行うこと又はデザインの一部として使うことを禁止します。

4. 問題解決

D-8 創作証の貼付によって発生する紛争の解決は、いかなる場合でも申請者があたるものとし、日本デザイン団体協議会ならびにD-8 デザイン保護研究会は一切の責任を負うものではありません。

- 同意してD-8創作証の使用登録とその交付を申請します。

氏 名: _____

所 属: _____

住 所: _____

電 話: _____ (_____)

E-mail: _____

申請年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

※使用登録と実施状況確認によって得られた個人情報 は 厳重に管理し他の目的に
使われることはありません。

- 受付番号(_____) 各協会事務局記入欄